

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

平成31年 1月21日から 平成31年 2月28日

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工観光課

(2) 対象事項

道の駅にしお岡ノ山の指定管理者である新三商事株式会社の平成29年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況並びに国土交通省施設維持管理等委託業務料の支出及び業務状況について

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の管理が条例及び基本協定等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか、施設の利用増進が図られているかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、地域特産品の振興及び地域情報の発信、市民サービス提供の向上に努めており、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり一部の事務処理において、改善、是正を要する事項が見受けられた。

今後は、適正な事務執行及び管理がなされるよう十分留意するとともに、担当部課においても事務事業の執行状況についてチェック体制を強化され、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 事業計画書について

指定管理者は、9月末までに次年度の年間事業計画書、自主事業計画書及び収支予算書を作成し、市へ提出することが業務仕様書に規定されているが、提出がされていない。なお、作成に当たっては市と調整を図りながら対応されたい。

(2) 業務報告について

月次業務報告書については、毎月終了後15日以内に市へ提出することが基本協定書に規定されているが、期日を過ぎたものが散見された。

また、年間事業業務報告書においては、基本協定書に示されている記載すべき事項が事業報告書に一部記載がされていない他、収支決算書については金額の計上ミスから内容に誤りがあった。

(3) 備品の管理について

基本協定書に規定される市の貸与する備品について、一部の所在が不明のものがあった。また、指定管理者が購入又は調達し、本業務実施のために供した備品等については、直ちに書面により市に報告し台帳を整備して適切に管理することが基本協定書に規定されているが、報告及び台帳が整備されていなかった。

(4) 修繕業務について

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期の検討に用いるデータとして蓄積するため修繕台帳を作成し、年間事業報告書の提出と合わせて市に提出することが業務仕様書に規定されているが、修繕台帳が作成されていなかった。

(5) その他

経営の安全性を証する書類の提出においては、毎事業年度終了後3か月以内に市に提出することが基本協定書に、また、緊急時における対応マニュアルについては、あらかじめ作成し市に報告することが業務仕様書に、それぞれ規定されているが、提出及び報告がされていなかった。